

# TAAF NEWS

#### 一般社団法人

# 東京都建築士事務所協会

#### 重

### 届出はお済みですか!?

改正建築士法は、事務所協会が中心となって運動した結果成立した法律です。全国の事務所協会 でも登録に努めてますが、とりわけ東京会の皆様は、早期に未提出を「0」にして頂くようお願 いいたします。平成28年6月24日までに必ず提出しましょう!

建築士法改正(H27/6/25施行)に伴う建築士事務所登録申請等に係る改正事項について 改正建築士法の(平成 26 年法律 92 号)により、建築士事務所の登録事項に所属建築士の氏名等 (建築士法第23条の2、第23条の5等)が追加され、事務所登録時において、暴力団排除規定 (建築士法第23条の4)が新設されました。改正事項はつぎのとおりです。

- 【改正事項】 1登録申請書式の改正
  - 2 登録事項変更届の改正
    - ①役員の変更
    - ②所属建築士の変更
  - 3 附則 3 条の規定による所属建築士の届出

所属建築士の氏名等が新たに登録事項となったため、平成27年6月25日の施行日より1年以内に、 所属建築士の変更がない場合でも、開設者は所属建築士の氏名及びその者の建築士の種別等を所定 様式にて、東京都知事に届出が必要となりました。(改正建築士法附則3条)

当会が登録業務について受託しております。 詳しくは、本会HPの登録の箇所をご覧いただき、 ご質問等は本会登録センターにお願いします。 本会登録センター 電話:03-5272-1069

#### 定期講習

- ◎会場コード 2F-51 講習日 28年5月24日(火) 定員252名 会 場 あいおいニッセイ同和損保新宿ホール 受付期間 4/1 ~ 5/2(5/2 消印有効) 残りあと僅か!
- ◎会場コード 2F-52 講習日 28年7月7日(木) 定員160名 会場 ベルサール西新宿 room 6 受付期間 4/1 ~ 5/31(5/31 消印有効)
- ※上記共通受講料 12,960 円

#### 管理建築士講習

◎会場コード 2F-01

講習日 28年6月21日(火) 定員70名 会 場 中野サンプラザ 研修室 10 受付期間 4/1 ~ 5/20(5/20 消印有効)

受 講 料 16,200 円

※申込方法は、下記をご 覧ください。



- ○受講申込書は、窓口にて配布もしくは、HPからダウンロードしてください。
- ◎本会へ簡易書留郵便にて申込ください(本会への持参は受付不可)
- ◎受付期間中でも、定員に達した場合は受付を終了させていただきます。ご了承ください。
- ◎受講申込書の記入方法等は、受講申込書付属の受講要領をご参照ください。

# お知らせ



#### 第89回定時総会



第89回定時総会は、6月30日(木)京王プラザホテルで開催します。開催時間のご案内通知と 総会の議案書は、6月中旬に正会員の皆様宛に郵送いたします。

なお正会員の方で、ご都合により定時総会を欠席される場合は、(葉書)による書面表決または WEBでの電子表決のいずれかを必ず行ってください。定時総会成立の必要要件(会員数の1/2) となります。会員の皆様のご協力をぜひよろしくお願い申し上げます。

#### 国交省から

#### 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金

公募期間:平成28年4月28日(木)~9月9日(金)まで公募

公募説明会:東京(5月10日)大阪(5月11日)2箇所

詳細は以下をご覧ください。

<一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)ホームページ > https://sii.or.jp/re\_energy28/また、現在、以下の事業での公募情報も公開されております。

○資源エネルギー庁からの

「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」は、民間事業者の方が、事務所や工場の給湯・空調に再生可能エネルギー熱を利用したい場合や、再生可能エネルギーで発電した電気を、事業所内で利用する場合に活用できる補助金です。民間事業者の方を対象とし、太陽熱や地中熱、バイオマス熱などの再生可能エネルギー熱利用設備や、自家発自家消費を目的とした太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギー発電設備を導入する際に、その導入費用の一部(1/3以内)を補助するものです。

#### 改正建築士法の施行について

1 設計・工事監理に係る業の適正化

設計等の契約の原則

延べ面積300㎡を超える建築物について書面による契約締結の義務化

延べ面積300㎡を超える建築物について一括再委託の禁止

国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化

設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化 など

2 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化

管理建築士の責務の明確化等

3 免許証の提示等による情報開示の充実

建築士免許証等の提示の義務化

建築士免許証等の記載事項等に変更があった場合の書換え規定の明確化

- 4 建築設備士にかかる規定の整備
- 5 その他改正事項

暴力団排除規定の設備

建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出義務等

建築十事務所登録申請における様式の変更等

建築士に対する国土交通大臣・都知事による調査権の新設 など (新建築士制度普及会パンフより)

※パンフレット2種類は本会HPのTOPIX欄に掲載しています。ご覧ください。

# 【日日 日だより

#### ◎建築物省エネ法に関する実務者研修会

第 1 回 (4/19) は、大好評のうちに終わりました。第 2 回 (5/31) も、すでに申込が定員に達し、締切らせていただきました。ありがとうございました。



#### ◎東京建築賞 2016 現地審査

第1次審査を通過した32作品の現地審査を只今実施しております。 長野、千葉、埼玉、神奈川、東京と審査員の先生方に、毎日審査に走り回っていただいております。最終審査は5月中旬に行います。



一般社団法人

## 東京都建築士事務所協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-17-17 渡菱ビル 3 階

協会事務局 TEL 03-3203-2601 FAX 03-3203-2602 登録センター TEL 03-5272-1069 FAX 03-5272-1071 支援協会 TEL 03-6228-0571 FAX 03-6228-0572